

# 資 料

2025年2月

内閣府

# 法施行5年後の制度見直し

- ◆ 法施行5年に当たり、これまでの評価や課題の検証を通じて、新たな支援体系の創設や支援規模の拡充を決定。法律や基本方針等の改正を経て、2024年から新たな支援制度が開始。
- ◆ 支援体系の第2階層において、人材・情報面からの非資金的支援のみを担う活動支援団体を創設するとともに、これまでの助成に加えて新たな資金提供手法として出資を開始。
- ◆ 今後5年間における助成総額について、これまでの活用額の趨勢を前提に、総額300億円を目安とする中期目標を設定。

## 主な見直し事項

### ①非資金的支援の強化

- 人材・情報面からの非資金的支援については、JANPIAや資金分配団体が制度運用の中で実施。
- これらの伴走支援は、ソーシャルセクターの担い手の育成や能力強化に不可欠との認識が現場に浸透。

- 支援体系の第2階層において、非資金的支援を専ら行う**活動支援団体**を創設

### ②資金支援の多様化

- 制度開始時は、助成手法の活用による制度確立を目指し、運用上、資金分配団体から実行団体への出資は実施せず。
- 助成に比べ、より民間資金が呼び込みやすく、団体の自立促進も期待できる出資に対するニーズの高まり。

- 指定活用団体から資金分配団体（ファンド、株式会社）への資金提供手法として**出資**を追加

### ③助成額の中期目標

- 制度開始時は、年間20～40億円の範囲（通常枠）で、堅実・慎重に運用
- 助成事業へのニーズは増加傾向（2023年度通常枠は第1回公募のみで当初上限額（40億円）の97%が採択）

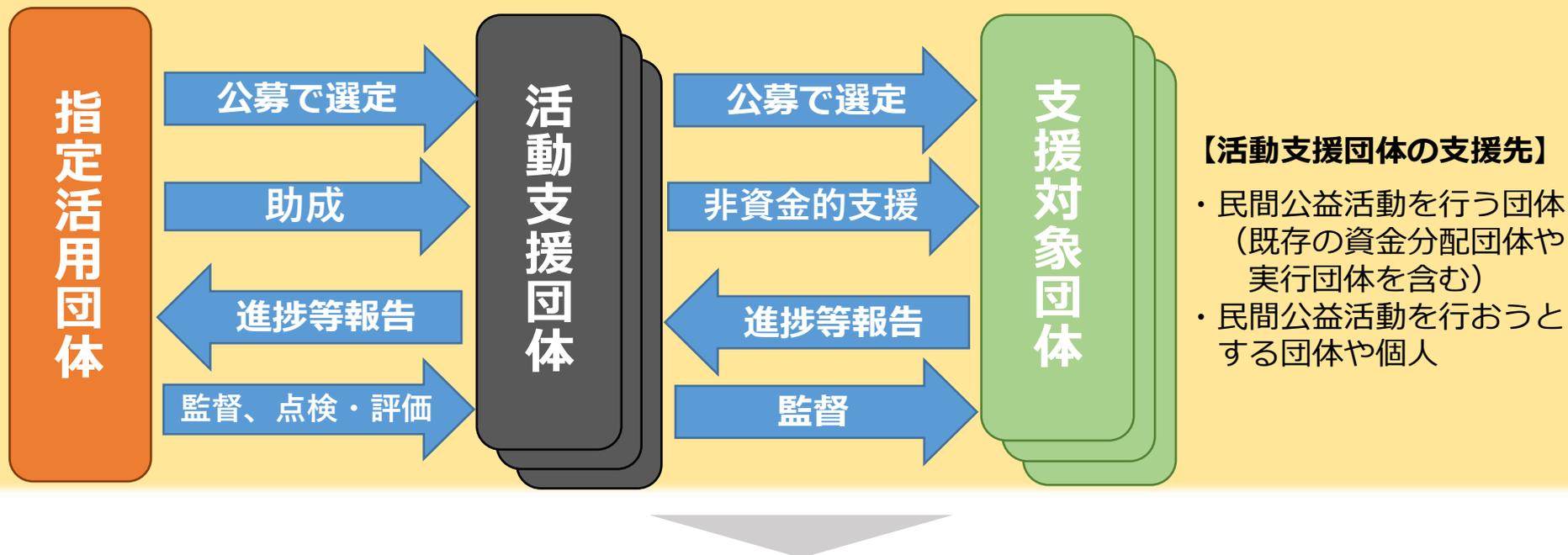
- 今後5年間（2023～2027年度）における助成総額について、**約300億円**を目安とする

社会の諸課題を解決する、自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進

# 活動支援団体の創設

- ◆ 支援体系の第2階層において、非資金的支援（人材・情報面からの支援）を専ら行う活動支援団体を創設。
- ◆ 活動支援団体は、支援対象団体（団体だけでなく個人も含む）が目指すべき姿や実現したい事項に対し、それぞれの抱える組織や活動上の課題に応じて非資金的支援を提供。
- ◆ 活動支援団体の活動を通じて、民間公益活動を行う団体の組織基盤や事業基盤が強化され、新たな民間公益活動の担い手の育成や、ソーシャルセクターの裾野の拡大につながる効果が期待。

人材・情報面の非資金的支援により、民間公益活動の担い手を育成する事業等を実施

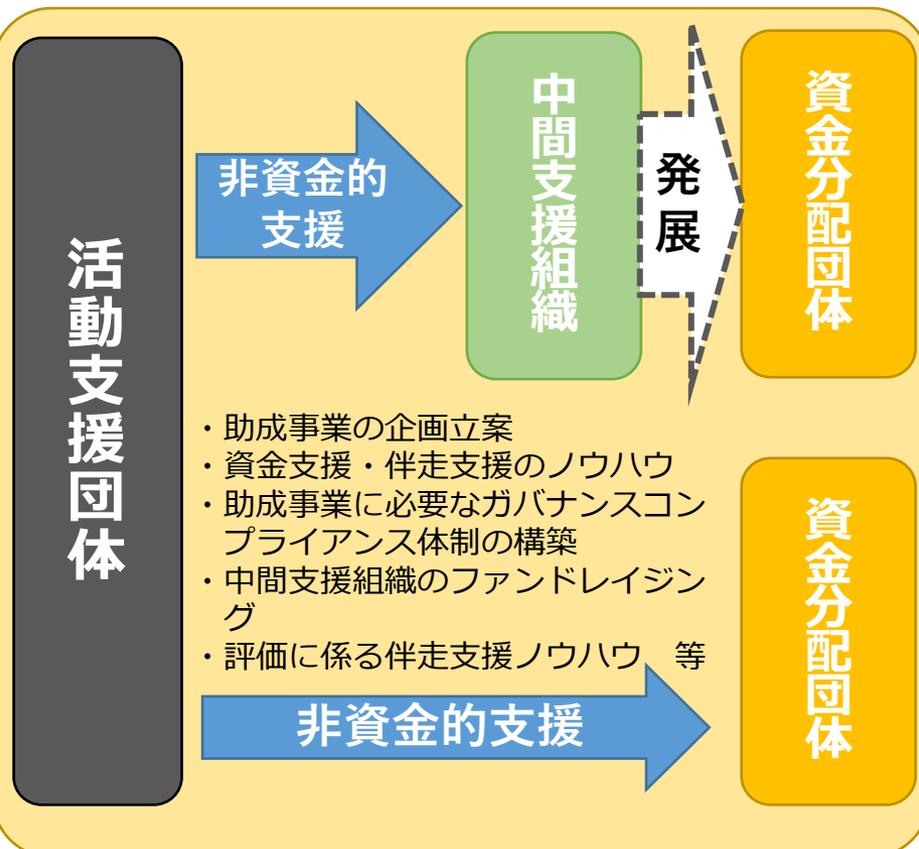


- ・ 民間公益活動の担い手の育成・裾野の拡大等により、資金分配団体の所在空白地域の解消や、休眠預金等の活用領域の多様化を促進
- ・ これらにより、更なる民間公益活動の活発化と社会課題解決の加速が期待

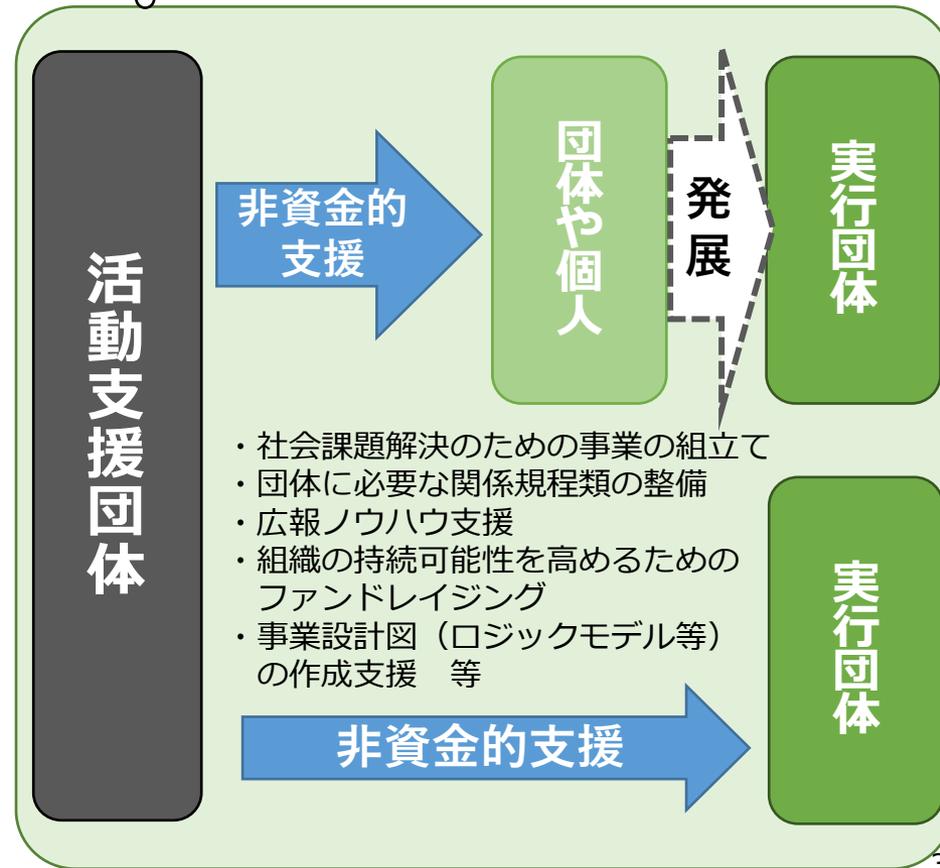
# 活動支援団体の支援内容

- ◆ 活動支援団体の支援対象は、資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）と民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）
- ◆ 活動支援団体の支援内容は、①事業実施（案件形成、ネットワーク形成、プロジェクト支援等）、②組織運営（ガバナンス・コンプライアンス、資金管理等）、③広報・ファンドレイジング、④社会的インパクト評価（評価支援、ロジックモデル作成等）など。
- ◆ 活動支援団体は、原則、いずれかの支援対象を選択。支援内容は、複数分野を組み合わせで選択可。

## 資金支援の担い手への支援イメージ



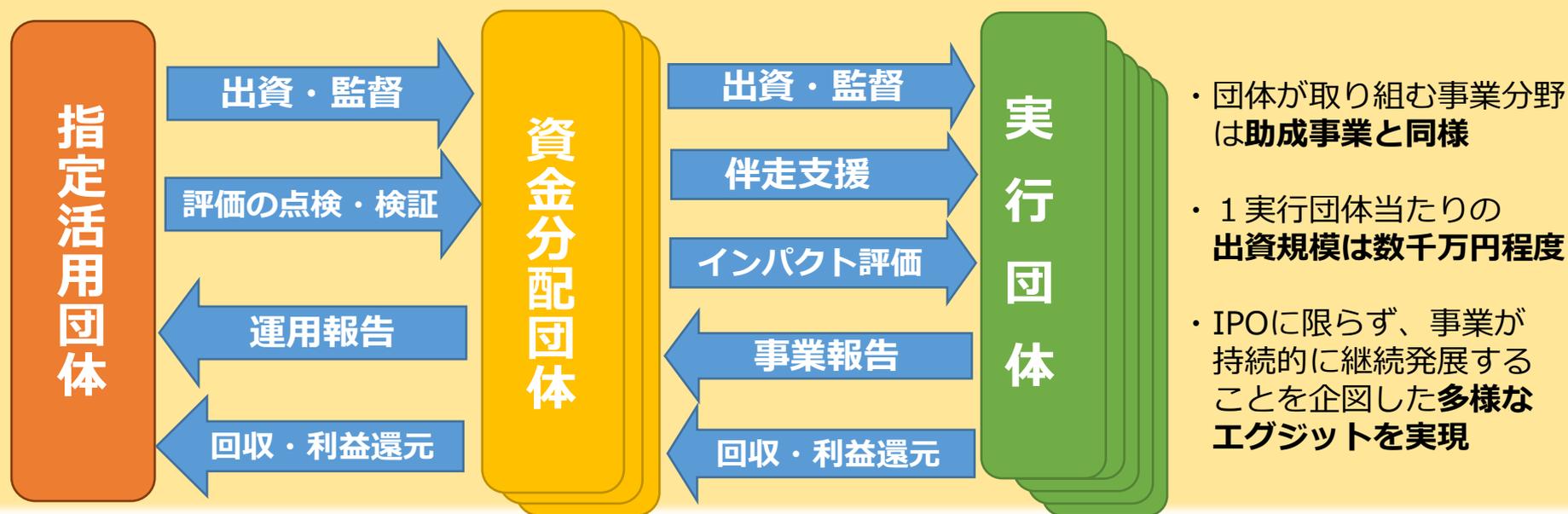
## 民間公益活動を実施する担い手への支援イメージ



# 出資事業の開始

- ◆ 民間公益活動の担い手への資金支援手法として、従来の助成に加えて、新たに出資を開始。
- ◆ 指定活用団体から出資を受けた資金分配団体（ファンド、株式会社）は、初期段階のスタートアップなど、民間資金が十分でない社会課題の解決を図る事業に取り組む団体（株式会社）に対して出資を実施。
- ◆ 一定のリスクを許容しつつ、休眠預金等による出資を実現することにより、民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備の促進や、社会課題解決に向けた取組の強化等を図る。

## 新たな資金提供手法として出資事業を開始



- ・ 民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備の促進
- ・ 出資に伴う伴走支援等を通じ、団体の自立化や経営基盤強化の促進

# 出資事業のスキーム

- ◆ 資金分配団体への出資スキームとして、① ファンド出資型 ② 法人出資型 を併置。
- ◆ ファンド出資型では、新たなファンド（投資事業有限責任組合）を創設。指定活用団体から ファンドへの出資総額は年5～10億円程度 とし、金融機関等から広く共同出資を呼び込む。
- ◆ 法人出資型では、複数企業がコンソーシアムを組み、出資・経営支援等を専門的に行う株式会社を設立。長期的な視野で地域の実行団体を育成するなど、持続的な成長を重視した出資が可能。
- ◆ 資金分配団体は、成果可視化のため、毎年、インパクト・レポートを作成し公表。

## ファンド出資型の特徴

- ・ 資金分配団体はJANPIAと共同出資者からの出資金を原資として、実行団体へ出資
- ・ 実行団体を選定するファンドの投資委員会は、**社会課題専門家が関与**するとともに、JANPIAが**オブザーバー**として参加
- ・ ファンド**存続期間は10年程度**（5年延長可）



## 法人出資型の特徴

- ・ 資金分配団体は自己資金とJANPIAからの出資金を原資として、実行団体へ出資
- ・ JANPIAは**10年程度を目安に資金分配団体の株式を売却**
- ・ 株式会社の存続期間は定めず、**JANPIAのイグジット後も事業継続が可能**



## 【参考】活動支援団体の選定について

- ◆ 2024年7月、2023年度の活動支援団体が選定（制度開始後、初の選定）。
- ◆ 選定団体は4団体で、助成総額は約1.9億円。今後は、2024年9月下旬以降に、支援対象となる担い手をそれぞれ公募により選定し、具体的な支援事業を開始。

選定団体名	事業概要
一般社団法人 BLP-Network (神奈川県)	法実務等の観点から、リスクマネジメントに課題を抱える資金支援の担い手（例：中間支援組織）に対して、実効性のあるガバナンス・コンプライアンス体制の構築等を支援。
特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム (東京都)	被災地域や被災リスクの高い地域における災害支援の担い手に対して、規程の整備による組織基盤の強化や、社会的インパクト評価の観点から実効性のある事業計画の策定を支援。
特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・ むすびえ (東京都)	運営基盤が脆弱なこども食堂の地域ネットワーク団体に対して、組織機能の強化の観点から、多様な取組（例：事業実施やファンドレイジング）を支援。
特定非営利活動法人 ボランタリーネイバーズ (愛知県)	会計実務等の観点から、人材育成・資金管理等に課題を抱える若年層の支援に取り組む担い手に対して、マネジメントやバックオフィス業務の核となる人材育成など組織基盤の強化につながる支援を実施。

## 【参考】出資事業を行う資金分配団体の選定について

- ◆ 2024年11月、2023年度の出資事業を行う資金分配団体が選定（制度開始後、初の選定）。
- ◆ 選定事業は2事業で、出資予定総額は8億円。今後は、社会的成果（インパクト）と収益性の両立を目指し、それぞれのファンド（資金分配団体）が社会課題の解決に取り組む株式会社（実行団体）を公募により選定し、出資による支援を開始。

申請団体名	ファンド名 (資金分配団体名)	対象とする社会課題	ファンド規模	ファンド存続期間
株式会社 QRインベ ストメント  株式会社 ソーシャル・ エックス (共同申請)	官民共創インパクト投 資事業有限責任組合 (仮称)	自治体だけでは解決が難 しい社会課題を対象。具 体的には子ども・子育て、 教育、健康・医療、福祉、 防災、エネルギー、農林 水産業・観光・交通・コ ミュニティなど。	6億円以上 (うち、JANPIAの出資 予定額は3億円)	12年 (延長最大3年)
プラスソー シャルイン ベストメン ト株式会 社	プラスソーシャルイン ベストメント休眠預金 ファンド(仮称)	地域の構造的な問題であ る若者・女性の流出、そ れに伴う人口減少や担い 手不足等の解決。	10.1億円 (うち、JANPIAの出資 予定額は5億円)	10年 (延長最大2年)